

基本需給約款 (特別高圧・高圧)

2026 年 8 月 1 日実施

株式会社雪だるま電力



基本需給約款（特別高圧・高圧）

目次

基本需給約款（特別高圧・高圧）	1
I 総則	1
第1条（適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（定義）	1
第4条（単位および端数処理）	3
第5条（その他）	3
II 契約の申込み	4
第6条（需給契約の申込み）	4
第7条（需給契約の成立および契約期間）	4
第8条（需要場所）	4
第9条（引込みの単位）	4
第10条（需給契約の単位）	5
第11条（供給の開始）	5
第12条（計量の単位）	5
第13条（承諾の限界）	5
第14条（需給契約書の作成）	5
III 契約種別および料金	6
第15条（契約種別）	6
第16条（特別高圧電力）	6
第17条（高圧電力）	7
第18条（自家発補給電力）	9
第19条（予備電力）	11
IV 料金の算定および支払い	12
第20条（料金の適用開始の時期）	12
第21条（検針日）	12
第22条（料金の算定期間）	12
第23条（使用電力量等の算定）	12
第24条（料金の算定）	12
第25条（日割計算）	13
第26条（料金の支払義務および支払期日）	13
第27条（料金その他の支払方法）	14
第28条（延滞利息）	15
第29条（保証金）	15
V 使用および供給	16
第30条（適正契約の保持）	16
第31条（契約超過金）	16
第32条（力率の保持）	16
第33条（需要場所への立入りによる業務の実施）	16
第34条（供給の停止）	17
第35条（供給停止の解除）	17
第36条（供給停止期間中の料金）	17
第37条（不正使用にともなう違約金）	17
第38条（損害賠償の免責）	17

第 39 条（設備の賠償）	18
VI 契約の変更および終了	18
第 40 条（需給契約の変更）	18
第 41 条（名義の変更）	18
第 42 条（需給契約の廃止）	18
第 43 条（契約の廃止・変更時の精算）	19
第 44 条（解約等）	21
第 45 条（需給契約消滅後の債権債務関係）	22
VII 供給方法、工事および工事費の負担.....	22
第 46 条（需給地点および施設）	22
第 47 条（工事費負担金等相当額の申受け等）	22
VIII その他.....	23
第 48 条（準拠法）	23
第 49 条（管轄裁判所）	23
附則.....	23
第 1 条（実施期日）	23
第 2 条（標準周波数についての特別措置）	23
第 3 条（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）	23
第 4 条（災害救助法が適用された場合等の特別措置）	23
別表 1	25
再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	25
別表 2	26
契約受電設備の総容量の算定.....	26
別表 3	27
電源調達単価.....	27
別表 4	28
電源調達費調整単価.....	28

基本需給約款（特別高圧・高圧）

I 総則

第1条（適用）

- (1) この需給約款（特別高圧・高圧）（以下「約款」といいます。）は、株式会社雪だるま電力（以下「当社」といいます。）が、電気需給契約を締結する者（以下「お客さま」といいます。）に、特別高圧または高圧で電気を供給するときの基本的な契約条件を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- また、お客さまと需要場所の所有者、管理者、運営者または実際に電気を使用する者が異なる場合であっても、お客さまは、これらの者にこの約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守させるものといたします。
- (2) この約款は、次に記載された一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特別高圧または高圧の電気の供給を受けるお客さまに適用します。ただし、離島は除きます。

・中部電力パワーグリッド株式会社（以下その供給地域を「中部エリア」といいます。）

第2条（約款の変更）

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この約款および別に定める料金表等を変更する場合があります。
- この場合、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款および料金表等によります。
- イ. お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款および料金表等を変更する必要がある場合
- ロ. 消費税および地方消費税の税率（以下「消費税率」といいます。）が変更された場合
- ハ. イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この約款および料金表等を変更する必要がある場合
- (2) (1) の場合、当社は、この約款および料金表等の変更の内容を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送付する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等を行います。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略いたします。

第3条（定義）

次の言葉は、この約款においてそれぞれの意味で使用いたします。

- (1) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト、30,000 ボルト、70,000 ボルトまたは 140,000 ボルトをいいます。
- (2) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

- (3) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用する、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約受電設備
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。
- (8) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (9) 最大需要電力
託送約款等に定める、30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。
- (10) 常時供給電力
お客さまに常時供給する電気をいいます。
- (11) 予備電力
お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電気をいい、以下の 2 種類があります。
イ. 予備線：常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
ロ. 予備電源：常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合
- (12) 自家発補給電力
当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合には、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に当てるために、当社がお客さまに供給する電気をいいます。
- (13) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、この約款、需給契約または料金表等に別段の定めがある場合を除き、料金単価、工事費負担金等相当額および電源調達単価には、消費税等相当額を含むものといたします。
- (14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (15) 供給エリア
お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の供給区域をいいます。
- (16) JEPX
一般社団法人日本卸電力取引所のことをいいます。
- (17) エリアプライス
一般社団法人日本卸電力取引所の一日前市場（スポット市場）における、各一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとの約定価格をいいます。
- (18) 損失率
接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいい、当該一般送配電事業者等が託送約款等で定める、お客さまの供給電圧および供給エリアに対応する値といたします。なお、託送約款等が変更された場合には、変更後の託送約款等によります。

(19) 料金表等

料金表等とは、当社が別に定める料金表、料金適用条件書その他これらに類する文書であって、基本料金単価、電源調達単価、料金の算定方法、適用条件、調整単価、手数料、割引、上限または下限の有無その他料金に関する事項を定めるものをいいます。

(20) 基本料金単価

料金表等または需給契約書に定める、契約電力 1 キロワットにつき 1 月あたりの基本料金の単価をいいます。

(21) 電源調達単価

電源調達単価とは、料金表等に定める場合に、電源調達費用の変動を従量料金に反映するため、別表 3 に示す算出方法にもとづき算定される単価をいいます。

(22) 電源調達費調整単価

電源調達費調整単価とは、料金表等に定める場合に、電源調達費用の変動を従量料金に反映するため、別表 4 に示す算出方法にもとづき算定される単価をいいます。

(23) 容量拠出金

容量拠出金とは、将来の電力供給力を確保するため、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が開設する容量市場に関して、小売電気事業者である当社が負担する金額をいいます。なお、当社が負担する容量拠出金は、供給エリアごとの負担総額をもとに、当社の夏季・冬季ピーク時の需要実績、契約電力の変動その他容量拠出金の算定に用いられる指標を反映して、OCCTO が算定するものとします。

(24) 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額とは、当社が小売電気事業者として負担する容量拠出金に相当するものとして、料金表等または需給契約書に定めるところにより、お客さまにご負担いただく金額をいいます。

(25) 容量拠出金相当額単価

容量拠出金相当額単価とは、容量拠出金相当額を算定するための単価をいい、料金表等または需給契約書に定めるものをいいます。容量拠出金相当額は、料金表等または需給契約書に別段の定めがある場合を除き、お客さまの契約電力に容量拠出金相当額単価を乗じて算定いたします。

第 4 条（単位および端数処理）

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が 0.5 キロワット未満となる場合は、契約電力を 1 キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第 5 条（その他）

この約款に記載のない事項については、この約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

第6条（需給契約の申込み）

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として当社所定の様式により、契約種別、契約電力、適用を希望する料金表等、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
- (2) 契約電力、契約負荷設備および契約受電設備については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。また、当該一般送配電事業者等が定める発電設備系統連系サービス要綱による連系契約を締結する必要があるかを当該一般送配電事業者等へ確認していただきます。

第7条（需給契約の成立および契約期間）

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
なお、当社は、電磁的方法または書面をもって承諾の意思表示をいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ. 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、第14条（需給契約書の作成）により契約期間を別に定めた場合は、この限りではありません。
 - ロ. 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略いたします。

第8条（需要場所）

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

第9条（引込みの単位）

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需要場所につき、1 供給電気方式および 1 引込みをもって電気を供給いたします。

第 10 条（需給契約の単位）

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、特別高圧電力または高圧電力と、自家発補給電力および予備電力の全部または一部をあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。
- (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

第 11 条（供給の開始）

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 12 条（計量の単位）

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 計量をもって電気を供給いたします。

第 13 条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または工事費等の全額を支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

第 14 条（需給契約書の作成）

お客さまが希望される場合または特別の事情があり当社が必要とする場合には、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

この場合、適用する料金表等、料金の算定方法、契約電力、契約期間、供給条件その他個別に定める事項を需給契約書に定めることがあります。

また定められた需給契約書に、この約款または料金表等と異なる定めがある場合は、法令に反しない限り、当該需給契約書の定めを優先するものといたします。

なお、当該一般送配電事業者等が供給設備の施設または変更を必要とするときには、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

第 15 条（契約種別）

- (1) 契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	特別高压電力 (市場連動スタンダード、市場連動再エネ 100、季時別スタンダード、季時別再エネ 100)
	高压電力 (市場連動スタンダード、市場連動再エネ 100、季時別スタンダード、季時別再エネ 100)
	自家発補給電力
	予備電力

第 16 条（特別高压電力）

- (1) 適用範囲

特別高压で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力、またはこれらを組み合わせて使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上であるものに適用いたします。

- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

- (3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ. 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力が逡増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ. お客さまが当該需要場所において、他の需給契約または需給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの約款により電気の供給を受けていたものとみなします。

- (4) 料金

料金は、次のイ. 基本料金、ロ. 従量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、料金表等に定める容量拠出金相当額、および料金表等に定めるその他の料金項目の合計といたします。また、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ. 基本料金

基本料金は、1 月につき、契約電力に応じて、料金表等に定めるところにより算定し、または需給契約書に定めるものといたします。ただし、その 1 月にまったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、料金表等または需給契約書に定めるところによります。

ロ. 従量料金

従量料金は、料金の算定期間における使用電力量に応じて、適用される料金表等に定

めるところにより算定いたします。

ハ. 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

第 17 条（高圧電力）

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて電灯、小型機器もしくは動力、またはこれらを組み合わせて使用する需要で、契約電力が 50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情や当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が 2,000 キロワット以上（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット以上といたします。）であるものについても適用することがあります。また、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が 50 キロワット未満のものであるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ. 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値

といたします。

- ｃ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ．契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力が逡増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

（ロ）自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ．契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めるものとし、それまでの契約電力は、イによって定めます。

ニ．お客さまが当該需要場所において、他の需給契約または需給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの約款により電気の供給を受けていたものとみなします。

(5) 料金

料金は、次のイ．基本料金、ロ．従量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、料金表等に定める容量拠出金相当額、および料金表等に定めるその他の料金項目の合計といたします。また、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ．基本料金

基本料金は、1月につき、契約電力に応じて、料金表等に定めるところにより算定し、

または需給契約書に定めるものといたします。ただし、その 1 月にまったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、料金表等または需給契約書に定めるところによります。

ロ．従量料金

従量料金は、料金の算定期間における使用電力量に応じて、適用される料金表等に定めるところにより算定いたします。

ハ．力率割引および割増し

（イ）力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定いたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

（ロ）力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

第 18 条（自家発補給電力）

（1）適用範囲

特別高圧または高圧で電気の供給を受けて電灯、小型機器もしくは動力、またはこれらを組み合わせる使用で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

（2）契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

（3）料金

料金は、次のイ．基本料金、ロ．従量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、料金表等に定める容量拠出金相当額、および料金表等に定めるその他の料金項目の合計といたします。

また、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ．基本料金

基本料金は、1 月につき、自家発補給電力の契約電力に、特別高圧電力または高圧電力の基本料金単価と同額の単価を乗じて算定いたします。なお、料金表等または需給契約書に別段の定めがある場合は、その定めによります。ただし、その 1 月にまったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、料金表等または需給契約書に定めるところによります。

また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

ロ．従量料金

従量料金は、その 1 月の自家発補給電力の使用電力量につき、常時供給分に適用される料金表等に定める従量料金の算定方法に準じて、常時供給分の従量料金とあわせて算定いたします。

ハ．力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

（4）自家発補給電力の使用

お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(5) 特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

- イ. 高圧電力の契約電力を第 17 条（高圧電力）（4）イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。
- ロ. 特別高圧電力の契約電力を第 16 条（特別高圧電力）（3）イによって定めるお客さま、あるいは、高圧電力の契約電力を第 17 条（高圧電力）（4）ロによって定めるお客さまの場合で、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係るその 1 月の最大需要電力等が特別高圧電力または高圧電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。なお、超過の原因が明らかでないときは、特別高圧電力または高圧電力と自家発補給電力との契約電力の比で按分して得た値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(6) 特別高圧電力または高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

- イ. 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値といたします。なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また、基準の電力の算定にあたり次の（イ）、（ロ）または（ハ）によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により（イ）、（ロ）または（ハ）に準じて決定いたします。

- （イ）自家発補給電力の使用の前月または前年同月における特別高圧電力または高圧電力の平均電力
- （ロ）自家発補給電力の使用の前 3 月間における特別高圧電力または高圧電力の平均電力
- （ハ）自家発補給電力の使用の前 3 日間における特別高圧電力または高圧電力の平均電力
- ロ. 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。
- ハ. 使用電力量の区分
自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものといたします。

(7) その他

- イ. 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その 1 月前に再協議してその時期を確認いたします。なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。
- ロ. 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- ハ. その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

第 19 条（予備電力）

（1）適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ．予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ．予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

（2）契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として **50** キロワットを下回らないものといたします。

（3）料金

料金は、次のイ．基本料金、ロ．従量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、および料金表等に定めるその他の料金項目の合計といたします。

イ．基本料金

基本料金は、1 月につき予備電力の契約電力に応じて、料金表等または需給契約書に定めるところにより算定いたします。ただし、高压で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、**3** パーセントといたします。）で修正したものといたします。

ロ．従量料金

従量料金は、その 1 月の予備電力の使用電力量につき、常時供給分に適用される料金表等に定める従量料金の算定方法に準じて、常時供給分の従量料金とあわせて算定いたします。ただし、高压で供給を受ける場合には、契約電力は、従量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、**3** パーセントといたします。）で修正したものといたします。

ハ．力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

（4）その他

イ．お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ．予備電力の各項における常時供給分とは、常時電線路による電気の供給分をいい、自家発補給電力供給分を含みます。

ハ．その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高压電力または高压電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

第 20 条（料金の適用開始の時期）

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

第 21 条（検針日）

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

第 22 条（料金の算定期間）

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。

第 23 条（使用電力量等の算定）

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。
また、料金の算定期間における使用電力量は、(3) および (4) の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
なお、従量料金に料金区分を有する場合、料金の算定期間における各料金区分ごとの使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、各料金区分ごとに、料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないとき等は、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 24 条（料金の算定）

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ. 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の供給を再開し、もしくは停止した場合
 - ロ. 契約種別、契約電力、力率、適用される料金等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ. 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに、当該契約種別に適用される料金表等および需給契約書に定めるところにより算定いたします。

第 25 条（日割計算）

- (1) 当社は、第 24 条（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ. 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。
$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} / \text{計量期間等の日数}$$

ただし、第 24 条（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} / \text{暦日数}$$

といたします。
 - ロ. 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- ニ. イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 第 24 条（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日を含みます。
- また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
- (3) 第 24 条（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

第 26 条（料金の支払義務および支払期日）

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、託送約款等に定める検針日といたします。
- イ. 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。
 - ロ. 第 23 条（使用電力量等の算定）（3）または（4）の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 25 日目といたします。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「銀行の休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を前営業日といたします。

- (4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
- (5) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、(3)にかかわらず、お客さまの料金の支払期日は、(6)、(7)および(8)によるものといたします。
- イ. 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合
- ロ. 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があった場合
- (6) お客さまが(5)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金(支払期日を経過していない料金に限ります。)がある場合は、その料金の支払期日は、お客さまが(5)イまたはロに該当することとなった日といたします。
- (7) お客さまが(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は(3)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は(3)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。
- イ. (5)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合
- ロ. (5)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合
- ハ. お客さまがイまたはロに該当する場合で、(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。
- (8) (5)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(7)にかかわらず、お客さまが(5)イまたはロに該当しなかったものとみなします。

第27条 (料金その他の支払方法)

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- イ. お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ. お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、請求書にもとづく銀行振込による支払いの場合、当該振込に係る振込手数料は、お客さまのご負担といたします。
- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

第 28 条（延滞利息）

- (1) お客さまが料金または契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- (2) 延滞利息は、次により算定される金額といたします。
 - イ．お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
 - ロ．お客さまが契約超過金を支払期日を経過してなお支払われない場合
延滞利息は、その算定の対象となる契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または契約超過金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第 29 条（保証金）

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だつて、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ．支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ．新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。
なお、(4) により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて (1) によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金に利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間が満了した場合、または保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金を利息を付さずにお返しいたします。ただし、(4) により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

第 30 条（適正契約の保持）

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第 31 条（契約超過金）

- (1) 協議により契約電力を定めるお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過金を申し受けます。ただし、各月の契約電力がその 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値により定まるお客さまについては、この限りではありません。
- (2) 契約超過金は、契約超過電力に、当該需給契約に適用される料金表等に定める基本料金単価を乗じてえた金額を、その 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額といたします。この場合において、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値をいいます（高圧で予備電力の供給を受けている場合には、最大需要電力および契約電力は、それぞれ常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正するものとします。）。
- (3) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

第 32 条（力率の保持）

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85 パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 技術上必要がある場合には、託送約款等に定めるところにより、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合のお客さまの 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

第 33 条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

また、お客さまと需要場所の所有者、占有者、管理者または運営者が異なる場合、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者等がこの条に定める業務を実施できるよう、あらかじめ必要な承諾その他の措置を講じていただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

第 34 条（供給の停止）

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ．電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ．契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
 - ハ．第 33 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ．お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が第 30 条（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。
 - ホ．お客さまがその他この約款に反した場合

第 35 条（供給停止の解除）

第 34 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

第 36 条（供給停止期間中の料金）

第 34 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を第 25 条（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

第 37 条（不正使用にともなう違約金）

- (1) お客さまが第 34 条（供給の停止）（2）イもしくはロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) 違約金の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

第 38 条（損害賠償の免責）

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 第 34 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第 42 条（需給契約の廃止）もしくは第 44 条（解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 39 条（設備の賠償）

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ．修理可能な場合
修理費
 - ロ．亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

第 40 条（需給契約の変更）

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、第Ⅱ章（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1) の場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては省略いたします。

第 41 条（名義の変更）

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

第 42 条（需給契約の廃止）

- (1) お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその

廃止期日を定めて、2 か月前までに当社に通知していただきます。

なお、この場合には、当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) お客さまが、契約期間満了をもって電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。

なお、この場合には、当該一般送配電事業者等は、原則として、契約期間満了の日の翌日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (3) 需給契約は、第 7 条（需給契約の成立および契約期間）（2）ロ、第 44 条（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（（1）の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。

イ．当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ．当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- (4) （1）にもとづき、お客さまが契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとされる場合で、料金表等または需給契約書に違約金を申し受ける旨の定めがあるときは、当社は、当該定めるところにより、お客さまから違約金を申し受けることがあります。

この場合の違約金は、廃止日（第 42 条（3）イまたはロにより需給契約の消滅日が当該廃止日と異なる場合は、当該消滅日）の翌日から契約期間満了の日までの期間について、当該需給契約に適用される基本料金単価に契約電力を乗じて算定した金額を第 25 条（日割計算）に準じて算定し、その 1.5 倍に相当する金額を上限といたします。

この違約金は、当社が請求した日の翌日から起算して 30 日目までに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合、または当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

なお、本項に定める違約金は、第 43 条に定める精算を妨げるものではなく、第 43 条に定める精算が生じる場合には、当該精算との関係を踏まえ、料金表等または需給契約書に定めるところにより取り扱うものといたします。

第 43 条（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算）

(1) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止（当該需要場所において電気の使用を廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときを除きます。）しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由によるときを除き、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。

イ．契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が 1 年以上となる部分がある場合は、その部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の 20 パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

(ロ) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

- ロ. 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合
(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が 1 年以上となる部分がある場合は、その部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の 20 パーセントに相当する金額を差し引いたもの）といたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比で按分して得たものいたします。

- (ロ) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

- ハ. 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が 1 年以上となる部分がある場合は、その部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の 20 パーセントに相当する金額を差し引いたもの）といたします。なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比で按分して得たものいたします。

- (ロ) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

- ニ. 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分）といたします。につき各月の料金の算定に適用された該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が 1 年以上となる部分がある場合は、その部分について、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の 20 パーセントに相当する金額を差し引いたもの）といたします。なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分）といたします。と残余分の比で按分して得たものいたします。

- (ロ) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまからその金額を申し受けます。

- (2) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合で、当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受けるときは、当社は、次により料金および工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。

イ. 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の 20 パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

(ロ) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまが廃止された需給契約に関する接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当該需給契約の消滅の前後にかかわらず、お客さまからその金額を申し受けます。この場合、当社がお客さまへ請求した日の翌日から起算して 30 日目までに支払っていただきます。

ロ. 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用（託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の 20 パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比で按分して得たものといたします。

(ロ) 当社は、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまが廃止された需給契約に関する接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当該需給契約の消滅の前後にかかわらず、お客さまからその金額を申し受けます。この場合、当社がお客さまへ請求した日の翌日から起算して 30 日目までに支払っていただきます。

- (3) 第 17 条（高压電力） (4) イによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または別表 2（契約受電設備の総容量の算定）によって算定された契約受電設備の総容量（以下「契約受電設備の総容量」といいます。）もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または第 17 条（高压電力） (4) イ (イ) c により契約電力を減少しようとする場合は、(1) または (2) に準ずるものといたします。

なお、この場合、(1) または (2) にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量または受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日とし、契約電力を減少される日は、第 17 条（高压電力） (4) イ (イ) c により契約電力を減少しようとする日といたします。

第 44 条（解約等）

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ. お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ. お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ. 第 26 条（料金の支払義務および支払期日） (5) イまたはロに該当する場合で、お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われないとき。

- ニ、この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客さまが、第 34 条（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかなきときは、当社は、（1）にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。
- (3) お客さまが、第 42 条（需給契約の廃止）（1）または（2）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。

第 45 条（需給契約消滅後の債権債務関係）

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

第 46 条（需給地点および施設）

- (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものいたします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている需給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

第 47 条（工事費負担金等相当額の申受け等）

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を工事費負担金等相当額として原則として供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金等相当額を供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、原則として、需給開始日までに申し受けます。
- (2) 当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、供給準備着手前に確約書を提出していただきます。
- (3) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。
- (4) 託送約款等において当社の負担により施設し、または取り付けることとされている設備等についても、当社とお客さまの間では、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担により施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

VIII その他

第 48 条（準拠法）

この約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

第 49 条（管轄裁判所）

需給契約に関する訴訟については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附則

第 1 条（実施期日）

この約款は、2026 年 8 月 1 日から実施いたします。

第 2 条（標準周波数についての特別措置）

この約款実施の際、現に次の区域内で標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、託送約款等で定める間、標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

第 3 条（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

第 4 条（災害救助法が適用された場合等の特別措置）

2026 年 8 月 1 日以降に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、託送約款等による災害救助法が適用された場合等の特別措置の適用の申出のために、原則として、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1か月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ. 割引の対象

基本料金といたします。ただし、第24条（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ. 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。なお、合計100%を超える部分の割引は適用されません。

ハ. 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、第47条（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし、ロに該当する場合には、原則として1回に限ります。

イ. 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所において災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みをされた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約電力等を超えない場合

ロ. 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

- (4) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、第24条（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。
- (5) その他の事項については、この約款に準ずるものといたします。

別表 1

再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。
- なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
- (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
- イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- なお、予備電力の場合、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、高圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3 パーセントといたします。）で修正したものといたします。
- また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨の申出をしていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 5 月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。
- なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

別表 2

契約受電設備の総容量の算定

(1) 単相変圧器を結合して使用する場合は、次の算式によって算定された群容量の値にもとづき、契約受電設備の総容量（キロボルトアンペア）を算定いたします。

イ. Δ または Y 結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア） $\times 3$

ロ. V 結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア） $\times 2 \times 0.866$

ハ. 変則 V 結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア） $\times 2 \times 0.866$

(2) 次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ. 2 次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ. 2 次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ. 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ. 予備設備であることが明らかな変圧器

別表 3

電源調達単価

(1) 電源調達単価の算定

電源調達単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、電源調達単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【市場連動型プランの場合】

$$\text{電源調達単価} = (\text{JEPX スポット価格※1}) \times (1 + \text{消費税率}) \div (1 - \text{損失率※4})$$

※1 JEPX スポット価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所の一日前市場（スポット市場）における、お客さまの需要場所が属する供給エリアの 30 分コマごとのエリアプライスをいいます。

※2 JEPX スポット価格が公表されない 30 分コマがある場合、当該 30 分コマの JEPX スポット価格は、供給エリアの当該時間帯のインバランス単価とみなします。この場合、電源調達単価の算定にあたっては、当該インバランス単価から消費税等相当額を除いた額を用います。また供給エリアのエリアプライスおよびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、当社が定めた単価を電源調達単価といたします。

※3 損失率は、当該一般送配電事業者等が託送約款等で定める、お客さまの供給電圧および供給エリアに対応する値といたします。

なお、この約款の実施日時点における中部エリアの特別高圧の損失率は 2.5 パーセント、高圧の損失率は 3.8 パーセントです。託送約款等が変更された場合には、変更後の託送約款等によります。

(2) 電源調達単価の算定に用いる事項のお知らせ

当社は、JEPX スポット価格の参照方法、損失率その他共通して適用する事項を、当社のホームページ等でお知らせします。なお、電力供給手数料単価は、お客さまごとの需給契約書に定めるところによります。

別表 4

電源調達費調整単価

(1) 電源調達費調整単価の算定

電源調達費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、電源調達費調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【季時別プランの場合】

$$\text{電源調達費調整単価} = \text{JEPX 調整単価} \times X$$

イ. JEPX 調整単価は、次の算式によって損失率を補正した消費税等相当額を含む値といたします。また、JEPX 調整単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{JEPX 調整単価} = (\text{平均 JEPX 単価} \times 1 - \text{基準 JEPX 単価} \times 3) / (1 - \text{損失率} \times 4) \times (1 + \text{消費税率})$$

※1 平均 JEPX 単価とは、平均 JEPX 単価算定期間における JEPX 公表の全日 8-22 時のエリアプライス平均値といたします。なお、平均 JEPX 単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

※2 JEPX スポット価格が公表されない 30 分コマがある場合、当該 30 分コマの JEPX スポット価格は、供給エリアの当該時間帯のインバランス単価とみなします。また供給エリアのエリアプライスおよびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、当社が定めた単価を電源調達費調整単価といたします。

※3 基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。

夏季 11.71 円/kWh、冬季 11.37 円/kWh、その他季 10.85 円/kWh

季節区分：夏季（7・8・9 月）、冬季（12・1・2 月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）

※4 損失率は、当該一般送配電事業者等が託送約款等で定める、お客さまの供給電圧および供給エリアに対応する値といたします。

なお、この約款の実施日時点における中部エリアの特別高圧の損失率は 2.5 パーセント、高圧の損失率は 3.8 パーセントです。託送約款等が変更された場合には、変更後の託送約款等によります。

ロ. X の値は、次のとおりといたします。

適用期間	X
4 月の料金に係る検針期間等	21%
5 月の料金に係る検針期間等	27%
6 月の料金に係る検針期間等	35%
7 月の料金に係る検針期間等	51%
8 月の料金に係る検針期間等	55%
9 月の料金に係る検針期間等	53%
10 月の料金に係る検針期間等	40%
11 月の料金に係る検針期間等	44%

12月の料金に係る検針期間等	53%
1月の料金に係る検針期間等	58%
2月の料金に係る検針期間等	59%
3月の料金に係る検針期間等	46%

ハ．平均 JEPX 単価算定期間に対応する JEPX 調整単価適用期間は、次のとおりとします。

・ 検針日が毎月 1 日の場合

平均 JEPX 単価算定期間	JEPX 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間)	その年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等

・ 検針日が毎月 1 日でない場合

平均 JEPX 単価算定期間	JEPX 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2	その年の 3 月の料金に係る計量期間等

月 29 日までの期間)	
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

(2) 電源調達費調整単価の算定に用いる事項のお知らせ

当社は、平均 JEPX 価格の参照方法、損失率その他共通して適用する事項を、当社のホームページ等でお知らせします。電源調達費調整単価は、平均 JEPX 単価算定期間の翌月にお知らせします。このためお知らせの時期は当該電源調達費調整単価が適用される電力使用期間の直前または事後となります。